

(供述調書等継続用紙)

捜査メモ複写報告書	
(平成 29 年 6 月 6 日付、[REDACTED])	
令和 3 年 6 月 25 日	
警視庁公安部外事第一課長	
司法警察員警視正	[REDACTED] 殿
警視庁公安部外事第一課	
司法警察員警部補 [REDACTED]	
被告会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無 許可輸出）被告事件につき、平成 29 年 6 月 6 日作成の [REDACTED] 株式会社	
から聴取した内容を記録した捜査メモを複写した結果は、下記のとおりである から報告する。	
記	
1 複写年月日 令和 3 年 6 月 24 日	
2 複写者	
本職	
3 複写対象物 平成 29 年 6 月 6 日付、[REDACTED] 株式会社から聴取した内容を記録し た捜査メモ	
4 措置 当課備え付けの複写機で複写し、本報告書末尾に添付することとした。	
[REDACTED]	
[REDACTED]	
警 視 庁	

平成29年6月6日(火)

メ	モ	担当者 警部補	[REDACTED]
(噴霧乾燥器メーカーの日本法人)からの聴取結果			
1 日時	平成29年5月31日(水)午前10時00分から午前11時30分までの間		
2 場所	[REDACTED]		
3 聽取者	[REDACTED] 巡査長及び本職		
4 被聴取者	同社 [REDACTED]		
5 目的	[REDACTED]		
6 内容	<p>(1) AG上でB-290が「該当品」と紹介されている理由は不明。同社の見解は「非該当品」。 なぜ「該当品」としてB-290が紹介されているのかはわからないが、B-290は「非該当」であるとの理解。そもそも、B-290を含め滅菌・殺菌可能な噴霧乾燥器の取り扱いはない。分解してオートクレーブに入れることで滅菌可能な機種もあるはあるが、分解せずにそれが出来るものはない。</p> <p>B-290に関して言えば、製品の気密性や材質からいって滅菌・殺菌に対応していない製品設計をしている。これは具体的には、「滅菌・殺菌するために薬液を投入しても、それが製品内に行き渡る設計になっていない」ことや、「蒸気を入れても滅菌可能な温度を保ちながら製品内に行き渡る設計になっていない」ことを指している。また蒸気を入れるという観点で言えば、そもそも何らかの理由で製品内部の圧力が上がっても自動的に外部に漏れる設計になっているため、耐圧性のない機種である。(生成品である粉体を回収するにも内蓋がなく、生物兵器製造を仮定した場合、回収時には曝露の危険あり)</p> <p>[REDACTED]社はスイスに拠点を置く[REDACTED]社の日本現地法人であるところ、本邦においては製品の製造を行っていない。しかし、</p> <p>その際も、上記見解を基に「定置した状態で滅菌および殺菌ができるもの」の項目について「非該当」であるとして発行した経緯がある。</p> <p>(2) 滅菌・殺菌可能な噴霧乾燥機とは、独[REDACTED]社の「ASEPTIC噴霧乾燥器」のことでは～先方見解 2011年に独[REDACTED]社が「(薬剤の)滅菌製造可能な噴霧乾燥器の開発に成功した」としてニュースリリースを発表しており、[REDACTED]社の日本法人である[REDACTED]社でこの「ASEPTIC噴霧乾燥器」が取り扱われている(インターネット画面を見ながら説明)。規制に該当する噴霧乾燥器とは、このように「滅菌・殺菌を可能にするために専用設計されたもの」というのが私の理解である。顧客から耳にしたことがあるがこのASEPTIC噴霧乾燥器の価格は1台[REDACTED]程度で、[REDACTED]程度のB-290とは製品の質がまるで違う。</p>		